

1. 支援対象となる経費

(1) 往復航空券代（エコノミークラス。燃油サーチャージ等諸税を含む。）

(2) 訪問先での授業料・プログラム参加費用等の実費

※実留学を伴わないオンライン研修の場合は、その授業料・参加費用等の実費

(3) 海外活動費用（月額）

※現地において当該活動に直接的に必要なとなる経費を支援するもの。

（食費等、本邦においても経常的に必要となる経費は除く。）

※下記の月額に、月数を乗じて算出する。月数は、31日を超えるごとに加算する。

（例：31日以内＝1月分、32日～62日＝2月分、63日～93日＝3月分、以下同様）

|      | 地域区分 | 地域例                                                        | 月額（円）   |
|------|------|------------------------------------------------------------|---------|
| ↑物価高 | 指定都市 | サンフランシスコ、シンガポール、ニューヨーク、パリ、ロンドン、モスクワ、ロサンゼルス、ワシントンD.C. など    | 120,000 |
|      | 甲地区  | 北米、欧州、中近東（一部地域を除く）<br>例）アムステルダム、シアトル、バンクーバー、トロントなど         | 110,000 |
|      | 乙地区  | 指定都市、甲地方、丙地方以外<br>例）クアラルンプール、シドニー、ジャカルタ、バンコク、プ<br>ラハ、マニラなど | 90,000  |
| ↓物価低 | 丙地区  | アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ<br>例）上海、台北、北京など                      | 80,000  |

地域区分については、支給申請書のExcelファイルの国・地域コードシートを参照。

2. 支給金額の算出方法

支給の上限額

【実留学】 JASSO海外留学支援制度の月額（＝上記1.（3）の月額）と同額とし、期間により、次の区分の範囲とする。

・63日以上長期留学・研修の給付額は2カ月分とする。

・63日未満の短期留学・研修の給付額は1カ月分とする。

【オンライン留学】 30,000円

支給金額の算出方法

上記囲みに記載した上限額の範囲内で、当該留学にかかった実費負担額分を支給します。

以下のように算出します。

(A) 上記「1.支給対象となる経費」の(1)～(3)の支援対象経費の総額

(B) JASSO海外留学支援制度（協定派遣）又は群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金の受給額

(C) 当該留学のためのその他の奨学金（民間財団等）の受給額

とし、

支給金額 = (A) - ( (B) + (C) )

⇒以下の4. で例を挙げていますので、参考にしてください。

3. 支払い

(1) 支給申請手続き

「奨学金支給申請書」に、以下の添付書類を添えて海外交流課事務担当へ提出してください。

| 支援対象経費         | 添付書類<br>※原本がデータで発行されるものはデータの提出で可                         |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| 往復航空券代         | ・領収証原本<br>・搭乗証明書原本または航空券半券原本<br>・パッセンジャーチケット（eチケットお客様控等） |
| 授業料・プログラム参加費用等 | ・授業料，プログラム参加費用等の領収証原本                                    |
| 海外活動費用         | 不要                                                       |

※一部の支援対象経費だけで上記「2. 支給金額」に記載した上限に達する場合は、特に指示がないかぎり、当該支援対象経費に関する添付書類だけの提出で結構です。

**提出期限： 3月初旬予定 ※採択者に別途通知します。**

**提出方法： 採択者に別途通知します。**

**問合せ先： 留学支援係      [kk-kokusai2@ml.gunma-u.ac.jp](mailto:kk-kokusai2@ml.gunma-u.ac.jp)**

(2) 支払い日等

4月の支払いとなる予定です。  
ただし、支給申請書と添付書類を不備なく提出していない場合は支給できません。

4. 計算の例

|      |                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (例1) | インドネシア（ジャカルタ）で90日間の研修プログラムに参加した。往復航空券代15万円，授業料18万円がかかり，JASSO海外留学支援制度（協定派遣）で27万円を受給した。 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|

63日以上であるから、支給の上限額は18万円（乙地区の月額×2カ月分）。

**(A) 航空券15万円+授業料18万円+海外活動費27万円      (B) 27万円      (C) 0円**

であることから、実費負担額は、(A) － ((B) + (C)) = 33万円 であるが、  
上限額を超えた分は支給されないの、本奨学金の支給額は**18万円**となる。

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| (例2) | オンライン留学のプログラムに参加した。授業料5万円がかかり，群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金で3万円を受給した。 |
|------|-----------------------------------------------------------|

オンラインであるから、上限額は3万円（オンライン留学の上限）。

**(A) 授業料5万円      (B) 3万円      (C) 0円**

であることから、実費負担額は、(A) － ((B) + (C)) = 2万円 であり、  
上限額以内であるので、本奨学金の支給額は**2万円**となる。